

山梨県公報

第二千四百二十七号

平成二十六年

六月二十六日

木曜日

目次

○道路の区域変更(五件)……………三七五

○道路の供用開始……………三七六

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………三七七

○国土調査の指定……………三七七

○土地改良区役員の退任及び就任……………三七七

公安委員会

○更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則……………三七八

告示

山梨県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市桐原字梅久保向官有無番地先から	旧	四・三	一一七・二

上野原市桐原字梅久保向一二九九三番の一地先まで

新	九・〇
七・五	一一七・二
一八・六	

山梨県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市桐原字坂本一二九五七番の一地先から	旧	四・七	九六・五
上野原市桐原字坂本一二九七八番地先まで	新	七・七	九六・五
		一五・〇	

山梨県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町身延字町方三七〇〇番の二地先から 南巨摩郡身延町身延字町方三六四四番地先まで	四・五 三三二・七	四・五 六・〇	九六・七	九六・七

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 湯之奥上之平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町常葉字雨河内下部川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡身延町常葉字雨河内下部川右岸堤防敷地先まで	八・〇 一三・六	八・〇 九・三	二五・三	二五・三

山梨県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
斐崎市小田町小田川字堰東一三三二番地先から 斐崎市小田町小田川字堰東一三三二番地先まで	一一・八 一三・〇	一一・五 一三・〇	三・一	三・一
斐崎市小田町小田川字堰東二二九二番地先から 斐崎市小田町小田川字堰東二二八〇番地先まで	一三・〇	一三・〇	一七・二	一七・二

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月十七日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字神戸二二二 〇番の一地从先から 甲州市塩山上萩原字新居下河原	三五〇・〇	平成二十六年六月二十 六日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月十六日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人全国源流ネットワーク
- 2 代表者の氏名 中村 文明
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上粟生野百五番地二
- 4 定款に記載された目的

この法人は、源流域の自然、歴史、文化等の資源とその価値に着目し、全国の源流資源の調査と研究、交流を推し進め、研究成果の共有と情報発信を通して、源流に関わる市民、行政、専門家など幅広い人々を対象に、源流域の自然環境の保全や、自然と調和した地域づくりと源流の郷の活性化に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年六月十八日から同年八月十七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあつた年月日 平成二十六年六月十七日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人すてっぷ・あつぷる

2 代表者の氏名 相澤 裕美
 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町休息千八百八十七番地一
 4 定款に記載された目的
 この法人は、子育て家庭の親とその子ども、妊産婦や将来親になる者、並びに地域子育て支援者に対して、育児不安・悩みの緩和、子育て・親育ちに関する各種事業を行い、家庭と地域の育児力の向上と、子どもの心と体の健全な成長発達を促し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年六月十八日から同年八月十七日まで

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 国土調査の指定年月日 平成二十六年六月十七日
- 二 調査を行う者の名称 中央市
- 三 調査地域 中央市西花輪及び布施の各一部
- 四 調査期間 平成二十六年六月十七日から平成二十七年三月二十日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大壜堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成二十六年六月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	長田 一三	甲斐市大壜二六〇一	平成二十六年四月十二日

、アナライザー等」を「DVD等の視聴覚教材」に、

実技等（
教本、運
転適性検
査器材等

ア 安全運転自己診断等により適
性検査を実施し、自らの運転特
性を自覚させ、結果に基づいて
安全運転の心構えを指導する。
イ CRTによる運転適性検査器
を使用して、運転行動に必要な
具体的動作機能を検査し、診断
結果に基づいて安全指導する。
ウ 診断用模擬運転装置を使用し
て、危険予測を中心とした安全
運転態度と運転個癖を検証し、
診断結果に基づいて安全指導す
る。
エ 指導員が同乗して実車を運転
させ、運転個癖や運転技能を診
断し、その結果に基づき安全指
導する。

六十分

を

診断と指導
(検査機器
使用)
(三) 安全運転
態度の診断
と指導
(四) 運転技能
診断と指導

四 運転適
性につい
ての診断
と指導

(一) 筆
導 診
導 (二) 運
査 運
使用 診
断 (三) ユ
レ 運
操 断
作 実
断 (四) 診
断 導

器材の
による
と指導
転シミ
ーター
による
と指導
車によ
断と指

運転シミ
ュレータ
ー、自動
車、視聴
覚器材等

イ 運転適性検査器材により実施
し、診断結果に基づいて安全運
転の心構えを指導する。
ウ 運転シミュレーターを操作さ
せ、交通事故、その他危険場面
等について疑似体験させ、運転
の危険性を診断し、その結果に
基づいて指導を行う。
エ 実車を運転させ、講習指導員
が同乗して運転行動、事故又は
違反に結び付く危険な運転個癖
等を診断し、その結果に基づい
て指導を行う。

に改める。

別表第一の五中「ビデオや映画」を「DVD等の視聴覚教材」に、「OHP、ビデオ

、アナライザー等」を「DVD等の視聴覚教材」に、

四 運転適性
技能につい
ての診断と
指導

(一) 運転適性
診断と指導
(検査用紙
使用)
(二) 運転適性
診断と指導
(検査機器
使用)
(三) 安全運転
態度の診断
と指導
(四) 運転技能
診断と指導

記によ
断と指
転適性

実技等（
教本、運
転適性検
査器材、

ア 所要の運転適性検査用紙によ
り適性検査を実施し、結果に基
づいて安全運転の心構えを指導
する。

六十分

実技等（
教本、運

ア 安全運転自己診断等により適
性検査を実施し、自らの運転特

六十分

四 運転適
性につい

(一) 筆
導 診

転適性検査器材等	性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる転適性検査器を使用し、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。	を	ての診断と指導	(二) 運 検 査 使 用 診 断 (三) 運 ユ レ 操 作 診 断 (四) 実 導 診
----------	---	---	---------	--

記によ 断と指 転適性 器材の による と指導 転シミ ーター による と指導 車によ 断と指	実技等（ 教本、運 転適性検 査器材、 運転シミ ュレータ ー、自動 車、視聴 覚器材等	ア 所要の運転適性検査用紙により適性検査を実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ウ 運転シミューターを操作させ、交通事故、その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 エ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故又は違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	六十分
--	--	--	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。